

第7章 計画段階環境配慮書についての意見と 都市計画決定権者の見解

第7章 計画段階環境配慮書についての意見と都市計画決定権者の見解

7.1 計画段階環境配慮書についての一般の環境の保全の見地からの意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法第三条の七に基づく配慮書についての一般の環境の保全の見地からの意見（配慮書縦覧期間中に提出された意見）の概要と都市計画決定権者の見解は、表 7.1.1(1)～(3)に示すとおりです。

表 7.1.1(1) 一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
複数案	<ul style="list-style-type: none"> 複数案を提示すべきであると考えます。用地取得の関係からルートは複数案は難しいとしても、構造は複数案の設定が可能ではないでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 専用部については、早期整備が可能な嵩上式（高架構造）を基本として、（仮称）北千葉 JCT から約 2 km 区間について、既に開通済みの東京外かく環状道路との連続性等を考慮し、専用部は掘割式（掘割構造）又は地下式（トンネル構造）とすることを検討しています。また、北総鉄道との交差部周辺については、専用部は嵩上式（高架構造）又は地下式（トンネル構造）とすることを検討しています。具体的な構造については、今後、検討します。
大気	<ul style="list-style-type: none"> 自動車排ガス対策を着実に進めるべきと考えます。 道路沿道での PM2.5 の現地調査を四季実施していただきたいと思えます。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の環境影響評価の手続きにおいて、大気質への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて適切な環境保全措置を検討し、回避又は低減することにできる限り努めます。 PM2.5 は、複雑な物理・化学過程で変化することから、具体的な環境影響評価の手法はまだ確立されていないのが現状です。このため、関係する技術動向の把握に努めます。
騒音、振動	<ul style="list-style-type: none"> 防音壁の設置等、道路騒音対策をしっかりやっていただきたいと思えます。 高さ方向にも配慮した調査を検討していただきたく思えます。 振動に配慮してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の環境影響評価の手続きにおいて、騒音、振動への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて適切な環境保全措置を検討し、回避又は低減することにできる限り努めます。
地下水	<ul style="list-style-type: none"> 地下水（井戸水）を利用しているので配慮してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の環境影響評価の手続きにおいて、地下水への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて適切な環境保全措置を検討し、回避又は低減することにできる限り努めます。

表 7.1.1(2) 一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>動植、植物及び生態系</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全及び生物多様性の見地からも、緑地への環境配慮を再度見直しして検討を行うことを要望します。 ・自然環境保全のためにこの計画の中止か、経路の変更・縮小(一般道路建設の中止、あるいは高架高速道路の下に一般道を通す等)を要望する。 ・「市川市と松戸市」の部分は北千葉ジャンクションの掘割構造で整備することを強く要望します。又、コースについては既存の道路「464号線」、もしくは「北総線南側の道路」を利用して、限りなく少なく成った「市川市と松戸市の緑地」をすべて迂回することを強く要望します。 ・日本の原風景の一端が細々ながら残っているこの貴重な樹林地への影響が最小限になるような工法・工事の再検討を関係機関にて協議されることを強く望むものであります。 ・もっと都市部に残された緑地の価値を認め、次世代のために新しい都市計画にシフトチェンジしてください。 ・生態系、自然環境に影響を与えるものと考えます。 ・残り少ない市川市北部の貴重な自然環境の破壊そのものです。北千葉道路計画の中止を含め、大町周辺樹林地・緑地のルートの見直しされることを切に要望するものです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の環境影響評価の手続きにおいて、動物、植物、生態系への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて適切な環境保全措置を検討し、回避又は低減することにできる限り努めます。

表 7.1.1(3) 一般の環境の保全の見地からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	一般の環境の保全の見地からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
日照	<ul style="list-style-type: none"> ・日照に配慮してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の環境影響評価の手続きにおいて、日照への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて適切な環境保全措置を検討し、回避又は低減することにできる限り努めます。
景観	<ul style="list-style-type: none"> ・464号線に沿った桜並木、何とか残して464沿いの名所にして欲しい。 ・景観に配慮してほしい。 ・ナシ畑の真ん中に巨大な構造物が通り梨畑を分断する様を想像すると悲しみさえ覚えるものです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の環境影響評価の手続きにおいて、景観への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて適切な環境保全措置を検討し、回避又は低減することにできる限り努めます。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・東部スポーツパークの東南部にかからないようにしてほしい。公園利用者に十分配慮してもらいたい。 ・本年に外環の完成があるため、北千葉道路完成までに周辺道路や河川の整備が必要と思います。 ・住民と意見交換会を開いてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の環境影響評価の手続きにおいて、景観への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて適切な環境保全措置を検討し、回避又は低減することにできる限り努めます。

7.2 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

環境影響評価法に基づく配慮書について、関係する地方公共団体の長から意見聴取を行いました。

千葉県知事からの意見と都市計画決定権者の見解は表 7.2.1(1)～(4)に、地方公共団体からの意見と都市計画決定権者の見解は表 7.2.2(1)～(8)に示すとおりです。

表 7.2.1(1) 千葉県知事からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	千葉県知事からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
総括的 事項	<p>環境影響評価の実施に当たっては、各活動要素及び環境要素に係る影響について改めて検討した上で環境影響評価項目を適切に選定すること。</p> <p>「振動」及び「地下水の水質及び水位」については、配慮事項に選定されていないが、工事の実施や道路の供用による影響が考えられることから、環境影響評価項目として選定すること。</p> <p>また、方法書においては、環境影響評価の対象としなかった項目について、その理由を明らかにすること。</p> <p>計画段階環境配慮書の手続きは、計画の立案段階において、環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行う制度であり、道路事業では、位置等に関する複数案を適切に設定するものとされ、複数案を設定しない場合には理由を明らかにするものとされている。</p> <p>しかし、本計画では、事前に検討が進められた上で単一のルート案が提示されていることから、単一案とした検討経緯や理由について、具体的に整理すること。</p> <p>また、今後詳細な道路構造の検討に当たっては、可能な限り複数の案を検討することにより、環境の保全のため一層の配慮を行うこと。</p>	<p>環境影響評価の項目は、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に選定しました。</p> <p>なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、大気質、騒音、低周波音、振動、水質、水文環境、地盤、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等を選定しました。</p> <p>また、国土交通省令に記載されている道路事業に係る参考項目のうち、地形及び地質は、重要な地形及び地質がなく、水質(水の濁り、水の汚れ)は、休憩所の設置がなく、放射線の量は、放射性物質が相当程度拡散・流出するおそれがないため非選定としています。</p> <p>本事業のルートについては、成田空港等の拠点への広域高速移動の強化などの事業目的が達成可能であり、かつ、社会的影響や自然環境等に与える影響なども踏まえた結果、現行の都市計画決定区域を基本としたルート案以外は現実的ではないと考え、現行の都市計画決定区域を基本としたルート案とし、複数案を設定しないこととしました。</p> <p>構造については、専用部は、早期整備が可能な嵩上式(高架構造)を基本として、(仮称)北千葉 JCT から約 2 km 区間について、既に開通済みの東京外かく環状道路との連続性等を考慮し、専用部は掘割式(掘割構造)又は地下式(トンネル構造)とすることを検討しています。また、北総鉄道との交差部周辺については、専用部は嵩上式(高架構造)又は地下式(トンネル構造)とすることを検討しています。具体的な構造については、今後、検討します。</p>

表 7.2.1(2) 千葉県知事からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	千葉県知事からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
総括的 事項	<p>配慮書では、本事業が、大気質、騒音、動物及び景観について、影響を与える可能性があるとしている。このため、今後詳細な事業計画の検討に当たっては、これらの影響の回避又は低減に配慮すること。</p> <p>なお、動物への影響の検討に当たっては、その生息を支える植生や生態系を含めて配慮すること。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、大気質、騒音、動物、植物、生態系及び景観について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減することにできる限り努めます。</p>
	<p>方法書以降の手続きにおいては、以下の事項について明らかにした上で、これを踏まえた調査、予測及び評価を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に一部供用されている区間(鎌ヶ谷市から船橋市までの一般国道4車線)の交通量や環境等の状況 ・今後供用が予定されている東京外かく環状道路等周辺道路の交通量や環境等の状況 ・東京外かく環状道路や国道16号等周辺道路との接続部の道路構造 	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、東京外かく環状道路等の供用状況等を踏まえた計画交通量を推計し、環境への影響について予測及び評価を行います。</p>

表 7.2.1(3) 千葉県知事からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	千葉県知事からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>大気環境（大気質、騒音及び振動）</p>	<p>本計画道路は、市街化された区域を通過することから、道路構造の検討に当たっては、大気質、騒音及び振動への影響を回避又は低減すること。 なお、騒音については、低減効果が認められる排水性舗装の採用等による対策を検討すること。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、大気質、騒音、振動への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減することにできる限り努めます。</p>
	<p>高架構造の検討に当たっては、超低周波音の発生の影響について検討するとともに、影響を回避又は低減すること。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、超低周波音の影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減することにできる限り努めます。</p>
	<p>方法書以降の手続きにおいては、東京外かく環状道路等の周辺道路との接続部分の構造、周辺道路の交通量の増加及び交通流の変化、並びに将来の成田空港の拡大等の交通需要を考慮して、適切に環境影響評価を行うこと。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、東京外かく環状道路等の供用状況等を踏まえた計画交通量を推計し、環境への影響について予測及び評価を行います。</p>
	<p>PM2.5 について、今後の予測技術の進展に応じた予測、評価の実施について検討すること。</p>	<p>PM2.5 は、複雑な物理・化学過程で変化することから、具体的な環境影響評価の手法はまだ確立されていないのが現状です。このため、関係する技術動向の把握に努めます。</p>

表 7.2.1(4) 千葉県知事からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	千葉県知事からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
水環境	<p>東京外かく環状道路と接続する区間は、掘割構造（地下部）とすることなどから、道路構造の検討に当たっては、地下水の流動への影響について検討するとともに、影響を回避又は低減すること。</p> <p>また、帯水層が遮断されることによる地下水位への影響を検討し、必要に応じ、対策についても検討すること。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、地下水への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減することにできる限り努めます。</p>
動物、植物及び生態系	<p>事業実施想定区域及びその周辺には、市街化が進んだ県北西部に残る貴重な自然が存在していることから、道路構造の検討に当たっては、自然環境への影響を回避又は低減すること。</p> <p>市川市大町周辺は、湧水とそれに続く湿地帯が貴重な自然環境を形成していることから、今後詳細な事業計画の検討に当たっては、湧水への影響を回避又は低減すること。</p> <p>高架構造の検討に当たっては、鳥類の生息環境への影響について検討するとともに、影響を回避又は低減すること。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、動物、植物及び生態系への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減することにできる限り努めます。</p>
景観	<p>事業実施想定区域及びその周辺には、「大町周辺の森」など主要な景観資源が存在していることから、道路の構造検討に当たっては、景観への影響を回避又は低減すること。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、景観への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、環境保全措置を検討し、回避又は低減することにできる限り努めます。</p>
廃棄物等	<p>建設工事に伴い発生する掘削土砂等について、発生量の抑制、再利用及び適正な処理等に配慮した計画とすること。</p>	<p>事業実施にあたって、建設副産物の発生抑制、再利用及び適切な処理にできる限り努めます。</p>

表 7.2.2(1) 地方公共団体からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	市川市長からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
総括的 事項	<p>道路構造の詳細を検討するに当たっては、大気環境、水環境、土壌環境、動植物、生態系及び景観などの環境要素について、事業実施区域周辺の保全対象への影響を回避又は極力低減するよう検討していただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、大気質、水文環境、動植物、生態系及び景観等への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減することによりできる限り努めます。</p>
	<p>環境影響評価の実施に当たっては、周辺環境の変化の推移など、知見の集積に努め、適正な配慮を講じていただきたい。</p>	<p>環境影響評価の実施に当たっては、できる限り最新の知見、情報を踏まえ、適正な配慮を講じます。</p>
大気質 騒音	<p>大気質や騒音などの予測地点の選定に当たっては、道路交通の集中が見込まれる部分や、道路構造が切り替わる特殊構造部分など、環境影響を適切に把握できる地点を選定していただきたい。</p>	<p>環境影響評価を行う際は、大気質や騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点の選定に努めます。</p>
水質	<p>市川市環境保全条例において、排水を伴う建設工事に関する措置を規定していることから、当該工事が想定される場合は、水質を環境影響評価項目として選定することを検討していただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、水質への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減することによりできる限り努めます。</p>
住民への 周知や記 載内容等	<p>特に、大町周辺は貴重な緑地空間及び景観資源を有する地域であるため、周辺住民や市民団体等に十分な周知を図る等、配慮をしていただきたい。</p>	<p>住民等に対してできる限り広く周知するよう努めます。</p>

表 7.2.2(2) 地方公共団体からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	船橋市長からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
総括的 事項	<p>計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果において、影響を与える可能性があるとして評価された項目については、今後の環境影響評価において、十分な調査、予測及び評価を行い、できる限り影響を回避・低減するように努めていただきますようお願いいたします。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、環境への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減することにできる限り努めます。</p>
	<p>また、現時点において、影響を与える可能性がない、あるいは小さいと評価された項目についても、計画の熟度が高まった際に、影響を与える可能性が大きくなった場合には、今後の環境影響評価において、十分な調査、予測及び評価を行い、できる限り影響を回避・低減するように努めていただきますようお願いいたします。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、環境への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減することにできる限り努めます。</p>

表 7.2.2(3) 地方公共団体からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	松戸市長からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
大気質	<p>大気質については、自動車の走行に伴う影響は道路沿道のみにとどまらず、背後地等へも影響を及ぼす可能性があることから、道路沿道はもとより、背後地等への影響も考慮してください。</p> <p>さらには、有害大気汚染物質としてとして環境基準又は指針値が設定されているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物や優先取組物質のうち自動車走行起因とされているアセトアルデヒド、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒドについても最新の知見を踏まえて影響を考慮してください。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、事業に伴う影響が懸念される範囲を考慮しながら、調査・予測・評価を行います。</p> <p>ベンゼン等については、複雑な物理・化学過程で変化することから、具体的な環境影響評価の手法はまだ確立されていないのが現状です。このため、関係する技術動向の把握に努めます。</p>
騒音	<p>騒音については、自動車の走行に伴う影響が道路沿道のみにとどまらず、背後地等へも影響を及ぼす可能性があることから、道路沿道はもとより、背後地等への影響も考慮してください。</p> <p>さらには、当該地域は住居が必ずしも密集していない地域もあることからこれらの地域への影響も考慮してください。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、事業に伴う影響が懸念される範囲を考慮しながら、調査・予測・評価を行います。</p>

表 7.2.2(4) 地方公共団体からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	松戸市長からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
動物、植物及び生態系	<p>動物、植物および生態系については、既存資料等においてそれぞれ重要な種類の存在が挙げられています。しかし、今回、計画されている道路およびその周囲には多種多様な動物や植物が存在していることから、重要種および希少種に限らず、自然との触れ合いの場や樹林地等を含めて影響を考慮してください。</p> <p>また、今後の調査等にあたっては、既存資料等のみならず、関係市等で調査等を行っている場合もあることから、それらの調査結果についても考慮してください。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、重要種や希少種に限らず、想定される影響を考慮します。また、必要に応じて市等の既往調査結果を確認し、状況を把握していきます。</p>
振動超低周波音	<p>振動については、既存資料等においては振動規制法の要請限度を下回っています。しかし、今回、計画されている道路については振動および超低周波音が発生する可能性があることから、今後の手続きの中で、十分な調査等を行うよう要望します。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、振動及び超低周波音の影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減に配慮することのできる限り努めます。</p>
住民への周知や記載内容等	<p>計画段階環境配慮書として、道路環境影響評価の技術手法に沿って調査等が行われており概ね適切と認められます。ただし、方法書以降の手続きにおいては、市民が理解しやすいように市民への説明や記載内容について、調査対象範囲および状況等の丁寧かつ明確な記載をするように努めてください。</p> <p>また、事業実施にあたっては、周辺環境への影響を可能な限り回避低減するとともに、今後の手続きで確認される部分について、情報発信等、近隣住民の理解を得るよう努めることを要望します。</p>	<p>今後の環境影響評価の図書においては、明確且つわかりやすい記載をするとともに、住民等に対してできる限り広く周知するよう努めます。</p>

表 7.2.2(5) 地方公共団体からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	柏市長からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
総括的 事項	事業実施に向けては、大気質、騒音、水質、地下水等への影響や動植物、生態系への影響に配慮し、地域の生活環境や自然環境への影響をできる限り回避・低減するように努めるようお願いします。	今後の環境影響評価の手続きにおいて、大気質、騒音、水質、地下水、動物、植物、生態系等への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減に配慮することにできる限り努めます。

表 7.2.2(6) 地方公共団体からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	鎌ヶ谷市長からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
総括的 事項	<p>詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、動植物、生態系及び景観等の環境要素について、事業実施区域及びその周辺への影響を、回避または極力低減するよう努めていただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、大気質、騒音、振動、水質、動物、植物、生態系及び景観等への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減に配慮することのできる限り努めます。</p>
	<p>環境影響評価項目の選定に当たっては、必要に応じて現地調査を行う等、可能な限り新しい情報を入手し、適切な調査対象、調査地点を選定するよう努めていただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、環境影響評価項目の選定に当たっては、必要に応じて現地調査を行う等、可能な限り新しい情報を入手し、適切な調査対象、調査地点を選定するよう努めます。</p>
	<p>また、現地調査等を行う場合には、地元の状況に精通した専門家の意見等を踏まえて、適切な調査手法を検討するよう努めていただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、必要に応じて地元の状況に精通した専門家の意見等を踏まえながら、適切な調査手法を検討するよう努めます。</p>
動物、植物 及び生態 系 景観	<p>動植物、生態系及び景観等の環境要素を個々に評価するだけでなく、一体の環境として捉え、どのような影響を与えるのかということについて総合的に評価することについて検討いただきたい。</p> <p>また、併せて自然再生や道路工事で失われる自然環境を代償あるいは補償する視点からも生物の生息地を総合的に評価し、環境改善に努めていくことについて検討いただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、動物、植物、生態系及び景観等への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて適切な環境保全措置を検討し、影響の回避又は低減することのできる限り努めます。</p>

表 7.2.2(7) 地方公共団体からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	鎌ヶ谷市長からの意見の概要	都市計画決定権者の見解
人と自然との触れ合いの活動の場	<p>特に、本事業区域に近接している粟野地区公園や市制記念公園は、鎌ヶ谷市緑の基本計画において「森とレクリエーションの拠点」として位置づけられ、粟野地区公園については、市内に残る貴重な動植物を保護・観察する公園でもあるため、これら施設の「人と自然との触れ合いの活動の場」としての機能を低下させないよう、本事業による影響について、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、環境保全措置を検討するとともに、周辺住民や市民団体等に丁寧な説明を行う等、十分な配慮をしていただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、人と自然との触れ合いの活動の場への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて適切な環境保全措置を検討し、回避又は低減するとともに、その結果については、住民等に対して丁寧に説明するなど、理解が得られるようできる限り努めます。</p>
住民への周知や記載内容等	<p>方法書以降の図書の作成においては、事業の目的や検討の経過等について丁寧に記載するとともに、図や写真を駆使し、できるだけ具体的に住民にとってわかりやすい図書となるよう努めていただきたい。</p>	<p>今後の環境影響評価の図書においては、明確且つわかりやすい記載をするとともに、住民等に対してできる限り広く周知するよう努めます。</p>

表 7.2.2(8) 地方公共団体からの意見の概要と都市計画決定権者の見解

環境要素	白井市長からの 意見の概要	都市計画決定権者の見解
総括的 事項	<p>今後事業を進めるにあたり、できる限り周辺環境へ与える影響を低減するよう努めていただきますようお願いいたします。</p> <p>特に、計画段階環境配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果において、影響を与える可能性があると評価された大気質及び騒音につきましては、十分な調査を行い、周辺環境に与える影響を低減するよう努めていただきますようお願いいたします。</p>	<p>今後の環境影響評価の手続きにおいて、大気質及び騒音の影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に応じて環境保全措置を検討し、回避又は低減することにできる限り努めます。</p>